

議案第76号

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

北名古屋市長 太田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準が改正されたことに基づき、関係条文の整理をするため、本条例の一  
部を改める必要があるからである。

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年北名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。